

議事日程 (第5号)

平成29年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 10番 町田 正一 議員
3番 植村 圭司 議員
9番 音嶋 正吾 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 山川 忠久君 | 2番 山内 豊君 |
| 3番 植村 圭司君 | 4番 清水 修君 |
| 5番 赤木 貴尚君 | 6番 土谷 勇二君 |
| 7番 久保田恒憲君 | 8番 呼子 好君 |
| 9番 音嶋 正吾君 | 10番 町田 正一君 |
| 11番 鵜瀬 和博君 | 12番 中田 恭一君 |
| 13番 市山 繁君 | 14番 牧永 護君 |
| 15番 豊坂 敏文君 | 16番 小金丸益明君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 土谷 勝君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 若宮 廣祐君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	高下 正和君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、10番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 町田 正一君） おはようございます。それでは、通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点目、橋本大阪府知事が登場したときに、大阪府は当時、学力調査で全国最下位をずっと続けておりまして、大阪府知事がくそ教育委員会と言ったということで、非常に物議を醸しましたが、やっぱり政治家の立場から見ると、全国最下位がずっと続いているということで、ああいうふうなきつい言葉になったんですが、政治家というのは、わりと早急に結果を求めたがるというのがあるんですが、無理がないことだなと思っておりました。

それで、きょうは多分教育長が答弁されると思うんですが、私はまず、第1点目は学力の向上について。特に、中学生の学力向上について、お尋ねしたいと思います。

平成30年から学習指導要綱の大幅な改定に伴いまして、小学校での英語の本格的な導入が始まります。このことについては、また後日、一般質問したいと思いますが、まず第1点目に、壱岐市の中学生の学力の現状について、答弁をお願いしたいと思います。これは、英語も含めて総

括的に答弁していただかないと、余り細かい数字を言うと、答えられると時間がなくなりますんで、済みませんが、総括的に答弁をお願いします。

2番目に、この前、実はNHKの報道番組で、学力向上に向けて、全国でいつもトップにある秋田県の取り組みについて紹介されてありました。

まず、一番重要なのは、学ばなければいけないという子供たちのモチベーションを高めることが一番重要だということで、秋田県がどういう形でモチベーションを上げるために取り組んでいるかという紹介がありました。

壱岐市と壱岐市の教育委員会としては、どういう形で子供たちの学習意欲というか、そのモチベーションを上げるためにどのような取り組み方をされているかということをお尋ねしたいと思います。

久保田教育長も教育長に就任されて5年目になられます。ある程度の成果もあったと思いますし、まだまだ不備な点も、今から取り組んでいかなければならない点もあると思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、3番目に、先ほどの質問と関連しますが、小学校での、特にいつも、壱岐市は英語の学習到達度というか、達成度というのが非常に低い。長崎県下でもずっと最低を続けております。

例えば、中学生の相手に、短期ですから1週間程度だと思うんですが、外国に1週間程度のホームステイをさせても、そういった制度を取り入れてもいいんじゃないかと私は思っておりますが、それについての答弁をお願いします。

それから4番目、こういった学力調査で毎年最上位になるのは、もう秋田県とか石川県とかが、年度ごとに毎年、一番、全国最上位の県です。視察等も多く受け入れられておりますけれども、長崎県や壱岐市とどう違うのかと、生徒の能力がそんなに違わんのにこれだけ差があるということは、一体何に起因するのかということを端的に御答弁願いたいと思います。

また私は、基本的に、行政の効率化だけで施策を進めてはいけないというのは、教育と医療、福祉に関しては、行政の効率化の尺度だけでは図ってはいけないと思っております。

米100俵の精神じゃないですけども、将来の投資として、人材の育成というのがやっぱり一番大事だろうと思っております。ぜひ教育長には、この点についても御答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 町田正一議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 10番、町田議員の質問にお答えをいたします。

1つ目の壱岐市の中学生の学力の現状についてですが、子供たちの現状を知る資料として、全

国学力学習状況調査及び長崎県の学力学習状況調査がございます。

今年、4月18、19日に実施した結果について、まずお知らせをいたしますと、中学3年生には国語、数学、英語を実施しています。国語は全国の平均を上回っています。ややと言ったほうがいいかもしれません。と申しますのは、調査が始まって、久しぶりに上回りました。

数学は、まだ全国の平均をやや下回っております。これは下回り方も、全国平均に今年度は最も近づいてきたと、離れたポイントがわずか2ポイントぐらいに近づいてきたという状況がございます。

英語につきましては、長崎県独自で学力調査を、中学3年生にしており、県の平均を、やはり下回っております。今のところ、ポイント的には5ポイント下回っており、議員がおっしゃる最下位でしたが、今はそれは脱して、少しずつその状況を改善をしております。

書くことに課題が残っているのが英語の力の上で指摘をしているところでございます。

中学2年生にも長崎県の学力調査を行い、その結果、国語は県とほとんど同じぐらいの力です。数学は県の平均をやや下回っているという状況にあります。

中学3年生を対象にした理科については、3年に1度、全国の学力調査が行われますが、27年度に行われたときも、全国の平均を下回っているという事実がございます。

全体で言えることは、壱岐の中学生が、国語の力はそこそこあると。その言語活動を生かしながら、数学や英語や理科・社会にそれをつなげなければいけないというのが私どもの考えている課題でございます。

2つ目に、学力向上に向けたモチベーションにつきまして、お話のように、今の子供たちにとりましても、自分が中心になって主体的に学びをするということがとても大事になります。つまり、教師が知っていることをしゃべりにしゃべって教えて、覚えとけ。テストに出る、高校入試に出るといふ、そういう学力のつけ方は今は高校、大学入試あるいは一般の社会の就職試験等にも通用しないのが時代であり、社会生活でも、その力は余り認められていない。そういう意味では、みずから学ぶという形で子供たちを、大事な学校の中の授業でそこを向上させていくということで、壱岐市は取り組みを進めてきております。そのような主体的にさせる取り組みを、実はもう20年も前から、壱岐市内は小中学校に進めてまいりました。

そのときに、小学校のほうは比較的、先生方も取り入れて、その取り組みが各学校の中、1年から6年までに浸透をして、小学校の学力調査の結果がそこそこの成績を残していることにつながっていると判断をしております。

中学校は、なかなか部活の忙しさ、指導内容の多さ、迫る入試等々で、中学校のほうでの授業の改善が進んでいないというのが現状で、やはり授業を、いかに子供たちが喜んで受けるかというのがモチベーションの第一であります。そこに学校訪問指導をしながら、あるいは数多くの研

修会でも、授業を中心に子どもは進めて、子供たちがいかに喜んで授業に臨むかをさせているところではあります。

3番目の短期の外国への留学制度についての御指摘は、これからのグローバルな社会の中での英語力の向上について、壱岐市としては非常に重要な課題だととらえております。議員御指摘のような1週間等授業期間であるか、長期休業期間を利用するか、どのような人数をどこの地域にどうするか。中学生の場合に、高校とは違った形の中で、保護者の理解を得られながら、安心・安全な形の中でのそういうものも、今のお話をもとにしながら、少し検討をさせていただきたいと思っております。

子どもは壱岐市にいて、英語の力をできるだけつけたいという形で、29年度も、英検の受験につきましても、議会の理解を得て、受験料の一部補助をしてもらい、希望者は2.5倍にふくれ上がりました。ありがたいと思っております。次年度も、この英語活動については、新たに定着することを、壱岐でもまずはしたいと考えているところでございます。

4番目の、秋田県や本市とはどう違うのかという点につきまして、子どもも学校における授業の仕組み方を工夫してきておりますが、秋田県と壱岐市の仕組み方はほぼ同じでございます。それは問題解決的な授業を仕組んでいるということになります。

もう少し詳しく言いますと、秋田県は探求型授業という呼ばれ方をして、目当てを設定し、協議をさせ、まとめと振り返りをすると、こういう形。壱岐市は体験活動を取り入れた問題解決的な学習課程というもので、課題をつかませて、ひとりで調べさせて、全員で協議練り上げをさせて、まとめをし、振り返りの練習をすると、こういう授業を、先ほど申します小学校も中学校も進めてきているところでございます。

その違いはどこでじゃあ出ているかと言われたときに、徹底度に少しその違いがあるのかと思っております。何の徹底度かと申し上げたら、秋田県ではやはり、この全国学力学習状況調査等の問題の類似問題を解かせる量はかなり徹底をしていると考えます。

壱岐市は年間を通したカリキュラムの中で、平素の学校生活を送らせながら、この学力調査にも特別の取り組みをしないで臨ませている結果としての数字と一応とらえております。しかし、実力というのも傾向と対策等もさせることによって、一定の数字はそこに出てくるものと考えています。

壱岐市の島民性あるいは競争意識の低さ等も幾らか影響もしているでしょうし、高校入試も入れるという状況の中で、中学生の中に緩やかな気持ちもそこには幾らか作用しているような気もいたします。

先ほど言われるモチベーションにつきましても、内的な要素もあれば外的な要素もございまして。御承知かと思っておりますが、次の高校入試では、壱岐高校の1学級の定員が減ることになりました。

そして、中学3年生の進学希望状況調査をとりますと、壱岐高校が今、プラス26という状況になっております。そのような1つの外的な状況も、また子供たち、先生方の気持ちにかなり危機感とやらなければという気持ちも起こしているようでございます。

先ほど申しますような中学校における授業の取り組みが少し遅れているということを中心に大きな課題にしながら、私どもも取り組みを進めながら、少しずつ中学校もそのことに気がついて、学校訪問指導で見るときの授業に改善の跡が出ております。改善が出たところは、子供たちも心豊かに、落ちついた学校生活を送っているということにつながっていることに自信を持って、私どもも進めていきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 20年前ぐらいから継続的に、そういった形で継続して学習指導をしていると。

今言いましたように、教育長ずっと、長崎県内の平均というのを基準にされましたけど、実は、長崎県自体が、全国のレベルで言うと大体中の下か下の上ぐらいのレベルにしかないんですよ。

かつて教育には一番熱心だと言われたのが、実はこの壱岐市です。県下でも誇るべき状況であったわけですが、ちょっと具体的にお聞きしたいんですけど、かつて、橋本大阪府知事は、何回教育長に聞いても、確かな学力とか、そういうのを基準に物を考えると。ところが、実際にテストをしてみると、全国最下位がずっと続く。

確かな学力とは一体何なんだと、毎回毎回、子供の成績が確かにクラスでも一番下のほうにいる子供に、お宅のお子さんは成績は非常に悪いけども、確かな学力とか、そういったものは身につけてますとかいうのは、それはちょっと答弁にならないと私は思っているんですよ。

それで、中学校での部活での制限とか競争意識のなさとか、そういうのは、じゃあ秋田県や石川県と比べて、じゃあ秋田県や石川県の子供たちはこれ、物すごいNHKで紹介されとったのは、秋田県でも非常に山間部の村でした。それこそ、塾とかそういうところも全くないような学校が紹介されておりました。

だから、部活が忙しいとか、競争心がないとかいうのは、僕は正直言って、それは言いわけにしかならないと。基本的に、5年間という教育長の期間があるわけですから、例えば、僕、前も質問したときに、教育は1年とか、そういう短いスタンスでは結果は多分出ないだろうと。ただし、3年後にはこうしますとか、3年後には県下でもトップ3に入ると、そういうふうなモチベーションを、教員の人も持ってもらわないといけないし、教育委員会にも僕は持ってもらいたいと。

世間はそういうふうな形でしか教育の評価というのはないんだと。絶対評価というのはそうい

うもんだと。県下でも、例えば、県下の調査を見ると、長与町は、全国平均オールプラス、小値賀町もオールプラス、長崎市、これ小さいからということじゃなくて、長崎市も中学校になったら全国平均を上回るオールプラス、新上五島もそうです。こういったところも現にあるわけですよ。

そしたら、できないことはないんだと。それを、例えば教員の人たちが、じゃあ、県から全ての科目について、3年後には全国平均を全ての科目で上回ろうとか、そういったモチベーションがないと、幾ら教育委員会が学校訪問しようが何しようが、そういった目標がないところには何も生まれないんだと。

僕は基本的に、テストでいい点をとるというのも1つのモチベーションですよ。と僕は思っていますが、そのところを教育長にもう1回答弁していただきたいと思います。

それから、秋田県ですね。こうやって毎年、県下、全国の学力テストの最上位をずっと続けております。僕もよくわからないんですけども、長崎県と秋田県と、あるいは壱岐市と秋田県の学習の学校での取り組みに、具体的にどんな違いがあるのかと。僕は壱岐市の子供たちが秋田県の子供たちに能力的に劣っているとは思いません。だから、そこには何かの原因があるんだと。クラブ活動が忙しいとかいうのは、もう言いわけにしかならない。それはもう、秋田県だって当然クラブ活動は取り組んでいるわけですから。

ただ、壱岐市で、例えば秋田県ではこんなふうに予算措置をして、ここまで子供たちのために教育について投資をしているということであれば、これは私たち議会も責任があるわけですから、それについてはもう一回、じゃあそれを追いつき追い越せみたいな形じゃないけども、そこまで持っていこうと。

それから、学力テストに同じような問題を何回繰り返してやっている。それは教育長、どこもやっているんですよ。例えば高校入試だって、過去間をずっとやるのは私たちのころもやっていたし、今も多分やっていると思います。だから、それだけに特化しろとは言いませんけれども、あの学力調査の問題を見ると、別にそう取り分けて、私立の難関校の難しい問題を解くわけじゃなくて、本当に基礎的な知識の問題ばかりです。

ということは、基礎的な知識の部分でも、それは取り組まれていない。逆に言えばそういうことになるんじゃないかと私は思いますけれども、それについてもお答え願いたいと思います。

それから、短期の外国の留学、これが1週間程度、私はもう多分、中学生だったらそのくらい、治安の安全なところとか、オーストラリアとかニュージーランドとか、そういった治安の安全なところに1週間程度行くというのは、物すごい、生徒のモチベーションを上げるためには非常に効果があると。これは秋田県の教育長が言っていましたけど、ぜひ、長崎県でほかにやっているところはないと思いますけれども、多分ほとんどですね。

壱岐市が、行政が全部負担したって、1人にかかる経費なんか、今はもうたかが知れたもんですよ。その程度の教育への投資は、僕は当然、進んでやってもらいたいと思っています。

以上、2点について。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 中学生が部活動を理由にして学力がないとは私は思っておりません。部活動に熱心になるがゆえに、家庭学習等あるいは教師のほうも、その指導に時間をとられて、なかなか授業改善等の研修が進んでいないという状況があるということに御理解をいただきたいと思えます。

議員がおっしゃるように、私自身、3年後にはこうするとか、数値目標は余り私は上げません。ひそかにそのような期待を持ちながら、こつこつと努力をするというのが私の心情でございます。それがこの20年近くあるいは教育長にならせていただいてからの5年有余も、そういう気持ちで取り組みをしておりますので、学校訪問指導も、できるだけ直接に行って、子供たちの姿、先生方の姿を見ながら、私にできる指導も進めています。

議員がお感じになるように、秋田県も県の教育長みずから、市町の教育長みずからがこのような学力充実のための取り組みをしているということで、私自身も、学校教育課の課員と力を合わせながら、校長会と力を合わせながら、そのような形をしておりますので。気持ちの中にはありますよ。その結果こうなると、それは自信を持って、今進めています。

秋田県には、こういう秋田の底力というのを全校に配ってあるんだそうです。でもこれは、このようなペーパーです。壱岐市は正直言いまして、これ平成18年、教育事務所があったときから、このような形のものをつくり、それを全教職員に配り、学校訪問指導で、1人1人が先生方の授業力を高めることを進めてまいりました。そしてそれを、今回はさらに改定して第4版というのを29年4月に全教職員に配りましたが、この中身を見比べたときに、絶対劣っていると思っております。むしろ、このような形でしている市町が全国にどれだけあるかとぐらい思えます。そして、このことをもとにして、壱岐市の学校教育課の課員も校長、教頭を中心とした教科等指導員も全力を挙げて、相当なエネルギーでもって、先生方の指導力を高めることに取り組んでいます。

が、どうしても、今それだけかと言われればそこまでです。しかしそこは、見ておれという気持ちで指導はしております。数値的にベスト3に入るとか、そういうことは申し切れませんが、着々とその辺の歩みは年間通してやります。

それで、先ほど言う学力テストがかつて言われた弊害をもたらしたと同じように、学力調査だけの結果の数字だけで、子供たちの状況とか今後の将来を見るのではないということは学校にもしっかり言っておりますし、心豊かに、おもてなしの気持ちで、ウルトラマラソンでも、壱岐市

の中学生や小学生のするそのような姿が、やっぱり響いていくのは、議員がおっしゃる、疑問があるでしょうけど、確かな学力である生きる力だと。

机に座って勉強するのは苦手だけでも、やはり、社会に出たら力を発揮するというのがそういう力です。それは文章を読んでみずから課題を見つけて、調べて、徹底して調べてある結論にたどりついてそれを実行する力、それが今求められている学力です。

そのような文章を読み切ってやるのが、今の学力調査でございます。四角の中に唯一正答を書いていって数字が出てくるという調査でないところに、すぐに成果がみられないというのが特徴でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思ひますし、私どもも責任を持って進めていきたいと考えております。今の差を何とか縮めていこうと思ひます。

また、短期留学につきましてはいろいろな御示唆をいただいておりますので、いろんな視点から検討させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） この件については、教育に関しては、それこそいろんな取り組みの仕方というのは、当然あるんです。ただ教育長ですね、僕はいつも思うんですけどね、これ、長崎県の各市町村の学力の評価ですよ。やっぱり、全国平均よりも、これ全くプラスになってない市町村だって長崎県にいっぱいあります。これ、普通の人を読んだら、この市は、これ教育に関して、一体どんな取り組みをしているんだと。

例えばこれ、オールプラスになっている長与とかはですね、小値賀とか、そういうところを見ると、ああこれは教育に熱心だと、普通の人、社会はそう見るんだと僕は思っているんですよ。

それはそうです。社会というのはそういうもんなんです。だから、教育長の熱い思いはわかりますけども、ただ、それが社会的に評価されるかということ、やっぱり、点数が上がらないと、県下でも上位のほうに行かないと、それは教育の評価として何をしているんだと。幾ら立派な指導要綱をつくっても、それは教員の資質まで含めて、指導の仕方まで含めて、それはやっぱり問われるんです。僕はそれが教育長としてのあり方だと。片一方ではその責任も問われるんだと。一生懸命やっていますというのは言いわけにしかならない。結果が伴わないということは、それはやっぱり、総合的な評価、社会からの評価を見たら、それはそういう評価にしか、それはならないんですよ。

例えば学歴、これ前にも言ったことありますけども、学歴社会は絶対にいかんというあの朝日新聞だって、毎年、東京大学入学者高校一覧表とかいうのを毎年出して大もうけしているんですよ。世の中そんなもんなんです。

それで、僕は、長崎県自体はまだ、全国でも中の下か下の上ぐらいの位置、長崎県だけが目標

じゃなくて、僕は全国平均を、全部上回ってもらいたい。それが教員のモチベーションになってもらいたいと。それも短期的に、来年にそうしろとは僕は言いません。ただし、3年後には、あるいは5年後に絶対そうするという、そういった目標がないと、これ、いつまでたっても「ああ、何となく真ん中ぐらいでいい」英語はもう、やっぱり県下でも下から1番目か2番目をずっと繰り返しておるとか、この状況はなかなか打破できないと思います。

ちょっと、まだあと2つ質問せないかんで、本来、教育長とまた学習指導要綱の大幅改定もありますんで、小学校の英語の取り組みとか、この件については、ちょっと議論、また後でしたいと思います。

時間がないので、次の壱岐市の文化政策についても、今回、ちょっと質問通告しています。

僕はこれも前に質問しました。スポーツのイベントも、こういった文化のイベントも、実は同じ価値なんだと。それはよそからこうやって、いっぱい大々的に宣伝して、よそからいっぱい来てくれる、島の活性化につながる、そういった面で、見た目では、そういったスポーツのイベント等が非常に先行して、壱岐の場合は先行し過ぎていると。

私はそれも必要かもしれないけれども、もう1個、実は文化、文芸については、壱岐市のこういった行政の支援体制が、もう少し僕は積極的になってもらいたいと。特に、壱岐市の先人の人たちが、こういった文芸とか文化について非常に熱心に取り組んできていただいただけに、非常に残念に思っています。

最初の初期のころ、芦辺文芸、昭和51年から52年ぐらいから始まって、もう二百三十何号まで、ずうっと、ほとんど会員の努力によって発行されてます。あるいは、壱岐全体であったならば春一番、これは今ごろ、芸能まで含めて、ずっとこういった発行をされております。

この前、文芸祭にも行きましたけども、非常に多くの方が、高校生まで含めて、非常に多くの方が参加されている。ところが、行政が、例えば講師の人を、当然、文芸等においては指導する人がいなかったらそれはできないわけで。ところが、講師の招聘等は、ほとんどその人たちのボランティアとか、会員の手出しとか、そういうのがほとんどです。僕はもう少し、文化、文芸についても、壱岐市の行政の取り組みを、もう少し積極的にしてもらいたいと思っています。

もちろん、僕は文化協会にも注文があつて、全ての行事を、自分たちももう1回見直してくれと。文化協会の統一まで含めて、こんな行事が本当に文化協会として取り組むべきことかというようなこともありますので、もちろん、文化協会自体も、それはもう一度、行事の洗い直ししてもらいたいと思っていますけれども、行政も、職員まで含めて、社会教育課とか生涯学習課とかが、多分範囲に入ると思うんですよ。もう少し積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

市長は芦辺文芸の、いつも最初の創刊に寄せて、こういった文化、文芸の振興は地域の発展に

つながるといふふうに寄稿されておりました。ぜひこの件について、教育長済みません。余り時間がないので早くこの件について答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 町田議員からの2番目の質問で、老岐市の文化政策についてお答えいたします。

まず1点目のスポーツイベントも文化イベントも同価値、スポーツは行政が全面的に出で補助しているが、文化関係はほとんどが会員の手出しになっているではないかということですが、スポーツ団体におきましては、各種、運動競技に親しみ、健康維持や体力向上を目的に、また、文化団体におきましては、地域の伝統芸能の継承を初め、多様な文化に触れ、豊かな人間性を涵養することを目的に、それぞれの組織、団体の皆様が、それぞれの目的達成のために賢明に取り組んでおり、その価値にかわりや差があるとは全く考えておりません。

関係する補助金におきましても、スポーツ関係では、体育振興費として約1,330万円の予算を、また、このほかに学校活動以外の社会体育分として小中学生スポーツ大会出場補助金や子ども夢プラン応援補助金約830万円の予算を計上いたしておりますが、これはスポーツに限らず、文化活動にも対象となっております。また、文化関係では、児童生徒を対象とした分を除き、約650万円を計上いたしております。

補助金の額だけを見ますと文化関係が約2分の1となり、スポーツ、文化それぞれに団体数や会員数、大会、イベント等の開催数も異なりますので、補助金の額で活動の価値に差があるということも考えてはおりません。さらに、体育施設や文化施設の修繕料等の環境整備につきましても、必要に応じ、できる限りの対応をいたしておるところでございます。

教育委員会としましては、今後も全ての市民がスポーツや文化を通して、平等に生涯、学び合える環境づくりに努めてまいります。何とぞ、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

2点目の社会教育等を担当する範囲が余りにも広い。どういう体制になっているかということについてでございます。

社会教育の担当範囲は、学校教育以外の教育全てとなります。社会教育法第2条社会教育の定義に、社会教育とは学校教育法または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とあります。

また、同法第5条市町村の教育委員会の事務は、必要に応じ、予算の範囲内において19項目の事務事業を行うことが記されており、これを受けまして、社会教育課生涯学習班では、27項目の事務事業を定め、課長以下7名の職員で業務を行っております。

主な業務といたしましては、人権、家庭、視聴覚、女性、公民館、図書館、各種学級などの生涯学習、市民スポーツの普及、奨励、体育団体、レクリエーション団体の指導育成、スポーツ推進員の指導者育成などの社会体育、放課後子ども教室、タフ授業、学校支援、青少年の交流、健全育成などの青少年教育。芸術文化及び芸能文化振興団体の指導育成などの文化振興でございます。（「理論はいいです。建前みたいな読んでもらうても、それは読まなくてもそれはいいです。時間がありませんので」と呼ぶ者あり）わかりました。

これらの業務を遂行するに当たりましては、主担当、副担当、さらには各町の担当割り当てをし、それぞれの業務を推進いたしております。

現在、市内で行われている社会教育、社会体育に関する事業で、比較的大きな行事だけでも、年間を通して100件を優に超えております。また、そのほとんどが社会教育課の所管施設で、土、日、祝祭日に開催されております。

当然のことながら、これらの大会を開催するに当たっては、打ち合わせ等の会議も頻繁に行われ、社会教育課職員も各大会の事務局や運営等でお世話、できる限りの業務を行っておりますが、合併後のマンパワーの不足により、社会教育課本来の業務にかかわる余裕がないのが現状でございます。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 実は、本当は、僕は幾つか具体例を知っているんで、実は今まで、文化ホールを使った学芸の催しをずっとやっていたんですが、数年前に文化ホール、それまでは、目的からして文化ホールの使用を非常に安価にやっていただいたんですが、使用料がちょっと大幅値上げになりました、とてもじゃないけどやれないということで、今、石田のほうでやっていますけども、ただ、そんなんね、具体例なんかいっぱいあるんですよ。

これですね、これ申しわけないけどね、職員によっても物すごい対応が違います。これ、社会教育なんか全く関心がない職員とか、何で俺がこんなことせないかんとかって思っている職員だっておるんですよ。職員の対応によって、非常に熱心にやってくれる職員もおれば、全く熱心じゃないと、何で私が社会教育課におるとかわからんとかいうようなことを平気で言う職員だつて僕は知っています。申しわけないけども。

だからですね、この件についてはちょっと具体例を言おう、きょうはちょっと時間がないんで、具体例を挙げて。次質問しますんで。引き続いて。

次、3番目。これ総務部長答えるんですかね。

長崎県のリフレッシュ割引について。

今、長崎県リフレッシュ割引、例えば、本土に受験する場合とか本土に通院する場合について

は、長崎県が離島ということで、割引してリフレッシュ割引というのを取り組んでいただいております。

これも具体的にもう知っているんで、例があって、例えば、芦辺町だったら、一次医療機関というのは、松嶋病院とかさのクリニックとか、それから久原病院とか、あしベクリニックとか、一次医療機関に、まず最初、受診します。そしたら、大体、そこで紹介状を書いていただいて、本土に多分大きな、原三信とか済生会とか浜の町とかなったら三次医療機関ですから、一次医療機関から三次医療機関に、大体紹介状を書いて受診するんです。

ところが、この前、具体例言って悪いですが、さのクリニックからそういった本土に通院する必要があるということで、持って行ったら、リフレッシュ割引がきかないと。これなぜかかというと、僕は実は、長崎県にもそれ尋ねたんです。なぜきかないんだと言ったら、二次医療機関の紹介状がないと、いわゆる病院ですよ。20床以上の入院設備がある病院のそういった証明書がないと、リフレッシュ割引に該当しないとされたんです。

ところが、じゃあよく考えてみてください。二次医療機関がない芦辺とか石田とかだったら、これもう1回、壱岐市民病院に行ったりとか、あるいはほかの二次医療病院にもう一度受診しなければ、その証明書はもらえないんです。証明書くれって言ってから壱岐病院に行ったら、そら当然、受診が伴いますから、状況がわからぬのに証明書を出すわけにはいきませんので、必ずそこで受診する必要があるんです。

僕はもうこのね、制度の整合性が全くとれないと。特に、芦辺なんかは、もう一次医療機関から三次医療機関というのは、もう頻繁にと日常にあるんです。石田もそうです。これなぜ、こんな制度になったのか、私は不合理だと非常に思っているんですが、ぜひ市長には、離島の状況が何にもわかってない、これ机上の空論でこんな制度になったんだと思っているんで、ぜひ市長には、これぜひ県当局と交渉していただきたいと。

一次医療機関の紹介状も二次医療機関の紹介状に代替できるというふうに、それをぜひお願いしたいと思って、きょうは質問しています。市長、済みませんがお願いします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 答弁の時間もないようでございますけれども、町田議員の御質問にお答えします。

このリフレッシュ事業、御存じのように、長崎県が航路維持をするために九州郵船に補助をする。その部分について、返さんでいいから還元しなさいよということで、今、後期高齢者割引、特定疾患割引、学生割引、身障者等運転乗車航送料割引などがありまして、この本土通院割引というのは今年の4月から、新たに追加されたものでございます。

この制度に当たりましては、県の事業でございますから、県に問い合わせをいたしました。その結果、やはり、おっしゃるように、ベッド数が20床以上だということがございます。

そういった中で、この大きな制度、趣旨といいますか、第一に、高度医療を必要とする方について、負担軽減を図るために船賃を安くするんだということが1つ。もう1つ、その裏に、今おっしゃるように、壱岐の、あるいはその地域の医療を守るために、その二次医療圏でできるものは二次医療圏で完結していただきたい。そういう気持ちがありまして、安易な島外への流出、医療の受診、それを防ぐためだと、これが非常に大きな県の、いわゆる全部出さないということになっております。

しかしながら、まさに町田議員のおっしゃることも理にかなっております。また、これは、同じ二次医療機関がない小値賀あるいは新上五島、五島市の福江以外等々に、同じ共通の問題があります。したがって、これについては、今申し上げました離島の中で特に話をしたいと思っています。

実は、28年の8月17日に知事、副知事といわゆるスクラムミーティングがございました。そのときに私は、このことを申し上げました。そうしますと、その中で、私は診断書だけではなくて、本来これは病状であるとか、その病名とか病気の種類とか、そういったもので出すべきじゃないかということをお願いしたところ、それは個人情報になってしまうということなんですね。

いわゆる、紹介状は封をしてありますから、しかし、実際行かないかんのだと。ある歯科医さんが舌がんを発見した。しかし、歯科医さんの紹介じゃ行けないんです。そのことも例に挙げまして、私は申し上げました。そうしますと、それは個人情報になる。だからそれはいけませんよと一蹴されたわけです。

しかしながら、今、町田議員がおっしゃることは、私も同意見でございます。したがって、これについて、私はしかも、「あなたは安易な患者の島外流出で、自分の医療圏のことを考えているのか」とある人から言われたこともございます。そういったこともございまして、なかなか難しい立場でございますが、議員の趣旨は十分理解をいたしました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） ありがとうございます。離島の医療状況というのは、さっきも言ったように、小値賀、新上もそうですが、同じような状況にあるわけですね。ぜひ市長も早くから、28年からそういった形で取り組んでいただけているということは、今初めて私も知りまして、心強い思いはしたわけです。

その地域地域によって、これ状況は違うんで、その方はがんだったから、これは一次医療機関

でもわかるんですね。だから、もうガンだったら、今さら一次医療機関を受診して、その後にわざわざ壱岐病院まで行って、もう同じようにがんと言われるわけですから、それはもう早急に、1日も早く、福岡の専門性の高い病院に搬送するのが当然だということで、その方は行かれたんです。だから、これはもうごく当たり前のこと、そら小値賀も新上も同じような状況だと思います。

ぜひこの件については、僕も整合性がよくとれていないと。地域の中核医療機関を守るというのを、同じように長崎県も、その担当者からも僕も聞いて、そのような答弁だったんですけども、その地域の実情が分かってそれを言っているのかと。ぜひですね、この件については引き続いて、ぜひ要望していただきたいと思います。

時間が参りました。済みません。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 植村 圭司君） おはようございます。通告に従いまして、3番、植村圭司が一般質問をさせていただこうと思います。2回目の一般質問でございますが、相変わらず緊張しております。市民の負託に応えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問は、大きく2つございます。二つとも真新しい問題ではございませんが、時間がかかっていく問題であったり、緊急を要する問題だと考えておりますので、今回質問させていただくことにいたしました。

まず初めに、中学校への通学について質問いたします。長年続く非常に難しい問題と捉えておりますが、何とか前進させたいと思っております。

中学校への通学については、これまで、先輩議員がスクールバス運行規則の見直しなどを求めて一般質問をしてこられました。また、昨年の子ども議会でも、石田中学校の生徒からスクールバス運行の見直し等について質問がありました。その質問があった理由は、同じ市立中学校に通

学するのに、地区によって、通学距離が大変長いのに徒歩、一方で通学距離が短くてもスクールバスの生徒がいるということに起因しているのではないかと考えております。要は、この徒歩とスクールバスの通学距離の考え方が市内で矛盾しているのではないかとという問題が、たびたび提起されていたものと認識しております。

そして、昨年9月の一般質問の議事録によると、教育長は、適切な時期があるとすればとの表現を使って、スクールバスの検討委員会等の立ち上げを視野に入れている、今後検討していきます旨の答弁をされておられます。

さて、そうこうしているうちに、市民の中には、教育の平等、つまり子供の学習環境が市内で公平なのか、言いかえると、通学環境に不公平はないのかと考える方がいらっしやいまして、精力的に自力で通学距離やバスの運行ルートの確認、保護者への聞き取りなどをされている方もいらっしやいます。私自身も、実際に遠距離を徒歩で通学する保護者の方からお話をお伺いし、遠距離通学の場合、バス通学だと助かるという声を聞いたこともございます。

もちろん現在の通学方法は、平成23年までの検討結果に加え、平成24年の検討結果を受けたものと承知しております。統廃合のスタート時点の考え方を無視できないことも理解できます。

しかし、中学校統廃合から6年にもなりました。当時の中学生は、既に選挙権を得ている年になり、当時の小学校1年生が現在の中学生になっているのではないかと思います。当時の児童生徒、保護者もほぼ入れかわり、これから中学校に入学してくる生徒は、中学校統廃合当時のことを記憶していない可能性が高いと思います。そういった中、統廃合当時の考え方を今後も踏襲し続けることが適切か、考える時期に来たのではないかと思います。

また、新芦辺中学校が旧那賀中学校に整備されることになりました。新校舎に登校が始まる平成31年度までに今のスクールバス運行規則を変更しなければ、旧田河中学校区の生徒がスクールバスに乗れないと思います。それは、この運行規則の中に運行ルートが記載されていますため、田河中学校の記載がないためでございます。運行規則の見直しが必然となった今、これを機会に中学校への通学の考え方、あり方を考え直したほうがよいのではないかと考えております。

私が、単に「徒歩とスクールバスの通学方法の考え方」と言わずに「通学方法の考え方」と申し上げておりますのは、旧那賀中学校が自転車通学をしていたという実績があるからです。平成23年までの議論の過程でも、自転車通学などをどうするかという話題が各町であったのは確認しております。結局、自転車通学を今している方は見受けられないようですが、当時は容認するような意見もあったようです。

平成31年度の新芦辺中学校開校時は、旧那賀中学校区の生徒が徒歩になるのではないかと考えておりますが、中学校から自宅までの道のりが、場所によっては4キロを超えるところもあるようで

ございます。以前のように、自転車通学を認めることもあるのかも関心のあるところですが、場合によっては、他町でも自転車通学の可能性も考えるなどして、整合性を図らなければならないと考えております。

この際、市立中学校4中学校の場所が決定し落ち着いたことから、市立中学校の通学のあり方、例えば距離に応じた通学の方法を全市に適用するなどの考え方を再整理する検討会を立ち上げて、その検討会の結果次第で、必要に応じてスクールバスの運行規則を見直されてはどうかと思っております。

そのため、次の4つについて御質問にお答えいただきたいと思っております。

まず、過去のことを整理し確認する意味をもちまして、現在の徒歩通学とスクールバス通学の方法が決まった経緯。

2番目に、中学校から最も遠い徒歩通学生の通学距離、それと、スクールバス乗車可能な生徒で最も中学校に近い生徒の通学距離。

3番目に、旧那賀中学校区に自転車通学を適用することがあり得るかどうか。

4番目に、旧町ごとの事情によらず、全市統一的な通学のあり方の考え方を再整理する必要性があると私は考えているのですが、市としてはいかがかということで、見解をいただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 3番、植村議員の質問にお答えいたします。

議員のお話の中では、中学校の統廃合に係る経緯、理由等については十分御理解されているように受けとめておりますので、スクールバスを導入することになったところからお話をさせていただきたいと思っております。

統合することによって、通学距離に大きな違いが生じてくるわけです。文科省は、標準的な学校として、小学校は通学距離を4キロメートル、中学校は6キロメートルというガイダンスを持っております。その中で、6キロメートルを超える子供たちが生じてくるということから、統合をすることについての話し合いの中で、保護者の中から、その通学への不安が出てまいりました。その不安を解消するために、スクールバスの導入をすることを当然考え、国のほうからも、その統廃合をすることによって補助金も出るというシステムがございますので、このスクールバスを導入することに踏み切ったこととなります。

もちろん、これまで、郷ノ浦、勝本、芦辺の統廃合の準備委員会とかあるいはその通学部会の中でも論議がされてきました。全部の子供たちに、各方面にバスを出して、完全に誰もスクール

バスに乗せれば、おっしゃる公平性には一面的にはなるかと思えます。しかし、これまで10中学校があるとき、それぞれの校区の中で、長い距離ももちろんありますが、スクールバスにはよらない通学方法をとってきたのが壱岐の市民の考え方でございました。校区が変わらない地区の生徒のスクールバスの利用についても、随分協議をなされてきたわけです。

しかし、いろいろ検討をされて、7回ほどの通学部会等も開かれておりますが、その中でも、どこで線を引くか、その辺について非常に皆さん悩まれたようでございます。どこかで何かの線を引くと、新たな平等性を欠いてくるということも懸念され、現在のように、母校がなくなって、新しい場所のところにひとまず通学を余儀なくされる子供たちには、みんなスクールバスの乗車を認めることで納得しようじゃないかというのがこのスタートでございます。そのことを受けまして、スクールバスの管理運行規則が整備をされて、議員がお読みになっているとおりの中身になっております。

少し飛びますが、現在の芦辺中学校の場所が旧那賀中学校の場所が変わって、新しくスタートしましたら、当然この管理運行規則の第3条については見直しが求められて、適切な改定をすることになることは先に申し添えておきます。

それから、2つ目のお尋ねに、最遠距離徒歩生徒の自宅と当該中学校との距離及び最も中学校に近い自宅と距離ということでお話がありましたが、現在は、勝本中学校で、歩いて約5.2キロの子供が最も遠い距離と捉えております。スクールバスの利用生徒の中で最も近い生徒は、郷ノ浦中校区の中で3キロメートル程度と考えます。各中学校によって、その自宅と中学校との距離にはいろいろな違いがあり、約4.6キロが最も遠い、5.2キロ、3.8キロ、石田中でも4.7キロぐらいのところもやはりあります。それらが、現在は、これまでどおりの通学の方法で来ていただいているということになります。

3番目の、旧那賀中学校区に自転車通学を復活するのかというお尋ねですが、これも自転車通学については通学部会の中でも統廃合になるところから議論をされました。芦辺町の通学部会では、統合中学校に自転車通学を要望されております。そのときに、学校からの道のりで3キロメートル以上の生徒としようじゃないか、統合後すぐに実施とは考えていないけども、新しい学校の方針のもとに、安全確保等が整ってから実施していけばよいのではないかという形で話はその点ままとっております。

そのことに対しても、ほかの町についても、それぞれの町が考えることであって、一応芦辺町としてはそのような形で話がされ、他の町ではここまでの深い論議はなされてはいかなかったように思います。よって、芦辺中学校の現在の場所でも自転車通学の実施には至っておらずに、今きているということになります。

よって、先ほど申します旧那賀中学校の跡地に新芦辺中学校の校舎ができました折には、その

旧那賀中学校区の方たちの中から、自転車通学の考え方が出てくることは十分に予測されると思います。まして、これまで旧那賀中学校時代には自転車通学をしておりまして、安全のノウハウとか保護者の考え、子供たちの考え等しっかりあると思いますので、そのような状況の中から総合的に考えて、安全の中で認められれば、可能性はそこには十分残されていると、むしろあると考えております。

他町では、この自転車通学については、やはり、だんだん交通量が激しくなっている、学校の所在地の周辺ほど出退勤等の交通量があるので、事故がやはり一番心配だというのが、もう一つ、現在踏み込んでられない状況かと考えます。

4つ目のお尋ねですけども、旧町ごとの事情によらず云々ということになりますが、やはり結論から言えば、私は、今は必要がないと考えております。新たな検討会という意味ですね。それは、今、通学のあり方について、新たに検討委員会を立ち上げたとしても、先ほど申します平等性を求めるための線引きをどこでするかの協議になったときには、平成26年に開いた検討委員会のときとほとんど同じような状況になるだろうと予測をするからです。検討委員になった方たちが納得される結論には、なかなか難しさがそこには、まだ、同じように残っていると考えております。

先ほど議員がお話になりました、適切な時期があれば、検討をするという意味は、例えば、議員は統廃合から6年にもなりますと、こうおっしゃいました。私は、まだ6年にしかかっていないと捉えております。これは、子供は変わったかもしれない。しかし、母校をなくした地域の方とか、保護者の方等は、まだ統廃合に歩み寄ったときの気持ちを大変大事にされております。よって、その大事にした部分の理解ということと、今、統廃合になってしまって、片やスクールバスで通う者あり、片や徒歩で通う者ありという感情の問題でだけ、このスクールバスを平等性を欠くということでお話になっては、また難しいものがあると思います。やはり、行政は、この統廃合をしてもらうという当初の考え方の中で、その気持ちを大切にするのは行政の当然の役割だという気持ちも一方にはあります。よって、校区が変わった、母校をなくした保護者の方たちの中で、もう、そろそろ、うちの子供たちも通わせてもいいよと、3キロしかない。そういう声が上がってくれば、検討会を開いたときにも、少しずつ平等性に近づくような協議がなされていくものと考えております。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 説明をしていただきましたけれども、幾つか不明点がございまして、まず確認です。平成26年の検討会というふうにおっしゃられたかと思ったんですが、平成

24年の検討会が最後、（発言する者あり）ですね。ここ24年の、「24年12月」と呼ぶ者あり）ですね、これが最終ということで、確認をしたいと思います。

それで、今お伺いしまして、幾つかいろいろ考えていたわけなんですけれども、線引きの問題ありますので、非常に難しい話ではあります。ですから、難しいから先延ばしにするとか、難しいから避けようとか、そういったことはいけないのかなと思ひまして、難しいからこそ、立ち向かっていく。そういった姿勢で、この話を臨んでいくべきだと思っております。

私のその考え方としまして、以前、教育長の答弁の中で、かわいい子には旅をさせろといった精神がありますというふうなお話でしたので、私もその気持ちは同じでございます。子供を甘やかそうとか、そういった気持ちでなくて、やっぱり、かわいい子には旅をさせろという気持ちで私も考えておまして、ただ、旅をさせるにしても、なぜ、徒歩とバスが理由が違うのかとか、そういった疑問を持たせたままでいいのかというのもあったり、子供に対して、昔はねという説明が通じて、子供がちゃんと理解して、それで、その状態で教育を受けることが正しいのかどうかがよくわかりません。大人の都合でなく、子供の環境を第一に考えた場合に、できることなら、子供が容易に理解できる状況で伸び伸びと通学をさせるということがいいんじゃないかと私は考えております。ですから、地域によらず、市内統一的に通学距離の違いで通学方法が変わるといふ考え方が一番説明が付きやすいんじゃないかというふうに考えております。

今の答弁の中で、新芦辺中学校がスタートしたときには検討するというふうに解釈できたわけなんですけれども、検討会ですね、検討会を立ち上げるというふうに解釈をしたわけなんですけれども、もし、そうでないとするならば、このスクールバスの問題は、バスの運行台数でありますとか、あとはルートの変更等伴いますので、かなり時間がかかってくると思ひます。したがいまして、私は、平成31年度からスタートする新しい中学校に合わせて、全市の見直しをしたほうがいいと考えておるわけなんですけれども、先ほど申されました、もういいだろうという時の流れの中で、御理解があつて、考え方が皆さん一緒になってくるだろうというふうにお考えのときがいつになってくるのか、よくわからないんですけれども、大体何年ぐらいを想定してらっしゃるのか、もう1回答えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 先ほど検討委員会を開いたのは、大変申しわけございません、24年の12月でした。はい、ありがとうございました。

新芦辺中学校がスタートするときに、スクールバスの検討委員会を立ち上げるということは、伝えてはいたと思ひます。そういう意味ではなくて、それはスクールバス管理運行規則の第3条については、当然見直しをしなければいけないという意味でお話をしたつもりでございます。そして、そのときには、当然、旧那賀中学校区の方たちは、運行規則の規定によれば、徒歩通学

が原則になり、旧田河中学校区の方たちはスクールバスに乗車するというようになっていきますので、新しい状況が生まれてまいりますので、そのような状況も、また数年経験することがそこにあるかと思えます。

議員がおっしゃる次に検討委員会を立ち上げるのは、じゃあ、どのようなときかということになりましたときに、現在も4中学校の校長は、各学校において、PTAの役員さんや保護者の方から、スクールバスについてのいろいろな意見は常時聴取をしてもらっております。そして、4中学校の校長と私のほうも、スクールバスの現状についての意見交換は持っております。その中で、保護者や地域の方等の意見等が伝わってくると、こう受けとめておりますが、今の時点では、聞かせていただく意見の中からは、まだその時期ではないと、私のほうは捉えているところでございます。

4中学校が落ち着くというお話でした。それで、例えば、3キロメートルという一つの数字でお話をしだしたときには、石田中学校も現在はスクールバスはないのですが、当然その数字が決まったら、それに当てはまる子供たちに対しては、おっしゃる平等性という、公平性という視点からすれば、配置をすることにかじを切ることになるかと思えます。そういった点も総合的に考えなければいけないという点で、その線引きの悩ましさ、難しさがあります。難しいから別に後延ばしをしている気持ちはありません。今ほとんどの人が納得する線引きの案があるなら、それをすぐに採用して、議員がおっしゃる通学環境の公平性というのを確立し実施できることにはなろうと思えますが、言葉では、公平性とか、平等性とかは簡単ですけど、なかなか難しい。つまり、統廃合になったときに母校をなくしたということを理解してもらうことと、今、スクールバスで行っている者と歩いている者という、そういう理解不足と感情の部分との両方があるからこそ、おっしゃるように簡単に割り切れないというのがこの問題だということは、ぜひ、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 感情のお話もあるということですけども、私、逆に感情の話であるからこそ、割り切ったほうがいいのかなど。ですから、割り切るためには検討会を開いたほうがいいのかなどということ考えておきまして、感情の問題だけで、このことを考えるからいけないということには共感いたします。ですから、先ほど24年の検討会を最後にとということ、そのときの状況と同じようなことになるのではないかとこのふうなことで考えてらっしゃるということでは、言われましたものから、私も一つ考えまして、例えばの線引き、ラインというのをきょう一つ披露したいと、披露というか、大げさな話じゃないんですが、例えばなんですけども、よくある線引きラインの話なんです、例えば玄海原発30キロ圏ですね、UPZの話。この線引きも、この場合は発電所からの距離が30キロのところの同心円の円を書いてありまして、

コンパスで線を引いたような感じになっています。これを壱岐の上にはわせますと、武生水地区が入っていたりとかいうことで、シャープな30キロ圏の線がございしますが、これは実際には、避難を実施する場合については、シャープな線を境に、こっちからその線をまたいで、30キロ圏よりも内側は避難しなさいとか、30キロ圏の線よりもまたいで外側は避難しなくていいですよというふうになっているわけではないです。なっていないということで私は承知しています。といいますのが、この避難をする場合は、その30キロ圏の線がまたがる公民館地区でありますとか、触でありますとか、そういった自治体の単位で避難するかしないかということ判断しているということで、実際は30キロ圏の線は、シャープじゃなくて、ジグザグ状になっているというふうに理解しております。そうしますと、今回、例えばの話なんですけど、今回のこの線引きの話なんですけども、例えば、学校からの道のり、距離が3キロとしまして、おおむね3キロの地点にある公民館地区、公民館の所属する地区等、また、触とか、浦とか、そういった地点が存する自治会以遠をというふうな形の判断ということも案としてはあり得るのかなと思ひまして、考えれば、何か出てくるんじゃないかと思ひます。現状では、検討会もないので、全くアイデアさえも出てこない状態。このままでいきますとずるずるに前と同じ状態だと思ひとかということ、のまされていくんじゃないかと。

検討会した結果、同じ結果につながるんであれば、それはそれで構わないと思ひます。ただし、検討会もしないうちに、今のままの状態を引き延ばしていくということが私はよくないというふうに思っているわけでございまして、また、31年度からと私もさっき申し上げましたが、この問題長引く可能性もございまして、しかも、31年度からの運行規則に間に合わなければ、なおさら関係者がふえてまいります。そうしますと、この問題で落ち着かないという話がよくないことじゃないかというふうに思っておりますので、まずは検討会立ち上げて、議論をする場をつくる。そして、アイデアを集める場をつくる。そういった工夫が必要じゃないかというふうに思っておりますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 議員が本当に一生懸命考えていただいているということはよく伝わってまいります。私のほうも一生懸命考えております。それは、行政としてやっぱり信義にもとることはできませんので、検討委員会を立ち上げれば検討委員会で出た意見もやはり大事にさせていただきますということになります。今、例えばの話ということでしたけど、行政は例えばではできません。実際にもうしなくてははいけない。そして決断をして、それに踏み切るということになりますから、そういう見通しを持つ中でさせていただきますので、もう少し検討しますけども、議員のお話になるのは参考にはいたしますけども、いろいろな声は常に聞いておりますから、何もしないということではありませぬので、御理解いただけたらと思ひます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 参考にさせていただけるということですが、ちょっと時間が
ございませんが、この件では市民の方も、1つの例としまして、こういった、教育長済みません、
独自に紙に地図をつくりまして、色を塗って、どこの範囲がバスを運行するかとか、どこなのか
ということを書いて市内をずっとくまなく調査された方がいらっしゃいます。私もこれをもとに
しまして、実際に現場に行ってきました、私は車ですけども、車で移動したりとか、途中歩いた
りとかしながら、子供の通学環境というのを見てまいりました。やっぱり起伏があるところ、平
坦なところ、または寂しいところ、交通量が多いところ、いろいろございましたけれども、率先
して市がこの問題を解決するように、まずは動いていただきたいというのが私の思いでございま
して、この話が起きましたのは統廃合したからでございますので、統廃合を率先して行った市
の責任において、なるべく早めに検討会を開いたりなどして、解決に向けて頑張っていたきた
いと思います。こういった方々がいらっしゃるという思い、私も頑張ってこの問題については、
今後も続けて投げかけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それと、もう1個、この23年までの議論につきましては、160回ぐらい議論があったよう
に思います。当時の議論の経過がホームページに載っておりますので、ここはつぶさに見ること
ができて、その参加者の方の顔、表情までがわかるようなコメントなり意見なりが載ってお
りました。ですから、この苦労した過程というのは非常によくわかりやすくなっております。
24年の議論の結果といたしますのが、教育長の答弁でしかわからない状況になっておりまして、
24年の検討の議論した議事録等がホームページに載っておりませんでしたので、そこはちょっ
とあれば助かるなというふうに思います。今後そういった議論がある場合は、なるべくそいつ
た議論の経過がわかるようにホームページ等で掲載させていただければ非常に助かります。時間
がございません。次にまいります。

続きまして、緊急を要するものとして、空路確保について取り上げたいと思います。

11月の壱岐市から県知事への要望に、壱岐空港の整備を申し入れましたが知事の回答は厳し
かったと認識しております。そこをもちまして、ちょっと私も危機感をもったわけなんですけど
も、そこで確認しておきますが、きょうのこの私の質問なんですけども、まず私の認識としまし
ては、空港は壱岐に絶対必要であるということで、なくてはならないものであります。あわよく
ば、路線拡大し、交流人口の拡大、物流の増大に寄与してほしいと思っております。間違えてい
ただきたくないんですけども、きょうは壱岐空港の整備をどうするかの話ではなくて、それ以前
に現在の航路の存続が危うくなっているという状況がありますので、いかに打開できるかとい
うことで、議論をしていきたいと思っております。

9月の一般質問でも取り上げたんですけども、現在壱岐空港に就航しているORCのQ

200という機材が老朽化のため、退役が決まっているようです。早ければ約2年ほどで後継機材に変更になるやに聞いております。しかし、滑走路が1,200メートルしかない状況のまま時間が経ちますと、壱岐に就航できる後継機が最悪なくなってしまう恐れがあるのではないかと考えております。1,200メートル滑走路で離着陸できる機種は世の中にたくさんありそうですけれども、関係者の話を聞きますと、今のQ200の中小機、もしくは74人乗りのQ400、またはATRという機種に限られそうでございます。私が知る限り、中小のQ200型は国内にはそうたくさんございません。Q400は重量制限等が発生し、効率的な運行ができないと思われれます。ATRはパイロットの養成にコストがかかるということがあって、現実的ではありません。いずれにしろ、このままでは壱岐市の都合に関係なく、壱岐空港に就航する機材が変更される可能性が非常に高い状況にあると考えています。場合によっては、最悪、壱岐空港に就航できませんと言われてもおかしくない状況になると考え、危機感を抱いております。

そこで、今後の空路確保に向けた取り組みを具体的にお伺いしたいと考えております。私は後継機材の選定に壱岐市の意見を十分取り入れてもらうために、より緊張感を持った対策が早急に必要だと思っております。少人数でも外部の方を招いても結構ですので、空路対策室、仮称なんですけれども、そういったものをつくって、部署を新たに設けて、専門的な技術や情報を収集などして、国、県、航空会社等、交渉する担当者が必要ではないかと考えております。

航空機の機材特性や航空業界の事情、気象、地形、空域、騒音など環境影響、費用対効果、就航ダイヤなど専門的な話が必要になったときに、一朝一夕で理解し、交渉できるということにはならないと思います。交渉に臨むに当たって、後手後手になっては手遅れになっていくのではないかと考えまして、質問させていただきました。御答弁のほう、よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、植村圭司議員の御質問にお答えいたします。

空路の確保についてということでございます。本題入ります前に、11月6日にORCのQ200、1機が故障いたしました。これはまだ壱岐におるわけでございますけれども、8日にもう1機が故障いたしました。そして、8日に故障した分については途中修理が終わりまして、一時就航いたしましたけれども、またすぐ故障いたしまして、本日まで2機が故障中でございます。情報によりますと、あすから通常運行するというところでございますけれども、利用者の皆様に大変御迷惑をおかけしております。

さて、空路の確保についてでございますけれども、私は今植村議員の質問の趣旨がやっと今わかったところです。私は空港そのものだと思っていまして、よく見ると空路の確保でした。この機種、機材等々の検討については、私は植村議員とは全く考えが違っておりまして、今OR

Cは幸い全日空、ANAの傘下でございます。ですから、その機材などというものは、ANAが全て情報を知っております。ですから、ANAにこの分については今ORCも相談をいたしております。ですから、その機種、機材については、何が適当か、例えば1,200メートルで降りられる機種は何かということを経験的な見地から、それについては、私は大丈夫だと思っておるわけでありまして。

そこで、私は空港について、少しでも私の考えも述べさせていただきたいと思っております。空港の整備につきましては、11月17日に議長とともに、そして山本県議にも御同席をいただきまして、知事へ要望を行いました。これは、行政報告でも申し上げたところでございます。この要望に対する知事からの回答は、現空港の滑走路延長には多額の費用を要し、費用対効果等を考えた場合、現実的には非常に厳しい状況にあり、例えばORCが壱岐長崎間に就航している39人乗りのQ200という機体にかわる候補として、74人乗りのQ400という機体が選定の候補とされているが、このQ400という機体が現壱岐空港の滑走路1,200メートルで離発着するには、定員の半数近くまで乗客数を制限しなければならないとされている。どの人数までがぎりぎり搭乗が可能なのかとそうしたことも手法として考えなければならない。引き続き、協議をさせていただきたいとのことでもございました。

私は、搭乗率は6割以上でなければ赤字になるということがはっきりわかっておるのに、どうして半数にして赤字というのがわかっていて、そういう機材を壱岐空港に投入できますかということも申し上げたところであります。離島の航空路線の維持確保は離島にとって必要不可欠との認識は知事も同じでございます。今後も壱岐の空港の整備について、引き続き県と協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、本年4月1日、国境離島法が施行されましたが、この国境離島法の最大の目的は、我が国の領土の保全のために、有人国境離島地域を維持しなければならないことでありまして、そのための方策の1つとして第7条に離島地域における港湾や空港の整備というのがはっきりと定められております。このため、壱岐市国境離島新法民間会議において、私は壱岐の空港整備の必要性を訴え、現在壱岐市における空港の整備についての期成会を立ち上げようと提案いたしました。民間会議委員の了承を得て、現在、発足に向けて調整を行っているところでありますけれども、この国境離島新法の施行は壱岐の空港整備の1つの大きなチャンスと捉えているところであります。

また、壱岐の空港の整備につきましては、行政側だけで訴えても実現についてはかなり厳しいと思っておりますし、やはり市民の皆様と一体となった壱岐の空港を存続させるという機運の盛り上がり極めて重要であると認識をしているところであります。そのためにも、まず壱岐市国境離島新法民間会議に御協力いただきまして、民間から声を上げていただき、地元からの機運が高まっていることや、国、県にアピールすることが大切だと考えておりますし、そのことがまず

先決だと考えております。こうしたことから、まずは壱岐空港整備期成会、仮称でございますけれども、こういった期成会を立ち上げまして、議論をいただいて、時期を見て、空港の整備に関する部署の立ち上げについては検討したいと考えております。大きなプロジェクトを推進するためには、スピード感を持ってやることも当然大切なことでもありますけれども、実現するにはどうするか、どうした手法で推進しなければならないか。言いかえれば、いかなる戦略、戦術をもってするか、そういった戦略をめぐるすか、そういったことが大事でございます。まず、このことを十分に検討しなければなりません。議員におかれましては、このことをぜひ御理解いただきまして、壱岐の空港の整備について御協力賜りたいと考えております。私は長期的に空路を確保するためには、やはり空港整備が大前提だと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 市長の決意のほどは承知しました。それでは、きょうはその空港の整備の話ではなくて、空路の確保のための話をしているわけなんですけども。といいますのが、私も夏にORCに乗ろうとして長崎空港に行ったんですけど、長崎から壱岐に向かおうと思いましたが機材故障で乗れませんでした。慌ててタクシーに乗ってくださいということで、タクシーに乗って唐津まで行きまして、フェリーで帰ってきたという次第でございます。こんなこともあるんだなというふうに思っておりましたら、3カ月以内に何人かからそういったことがあったと聞きまして、結構機材故障があるんだなという認識になりました。最近のお話、さっき御紹介ありましたが、2機とも故障しているということと、製造年からしまして1年しか変わらないということ、2機同時に、もう退役するというのも、故障などを見ましたらあり得るんじゃないかと。今、2年以内というお話をしてますけども、その2年というのも怪しいんじゃないかなというふうに私、実は思ってます、2年たらずとも後継機が要するという話もありかねないというふうに思っております。

そうしますと、壱岐市の意見が優先されることはあるか、ないか、よくわかりませんが、航空会社任せ、先ほど申しました、ANAに任せれば大丈夫と言っておられましたけども（発言する者あり）、ANAが検討していくという話であれば（発言する者あり）、ということでは私はいけないと思ってるんですね。壱岐市の意見もこの機材変更に関与していく。そういう機会がなければ、壱岐にとって不利益になるんじゃないかというふうに思っておまして、なるべくそういうこと、意見を申し上げやすいように専門的な方を担当者として備えてはどうかというふうに考えております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員に私の真意が伝わってないようでございます。植村議員は壱岐

市に、そういった部局において、その機材についても県、あるいはORC等々にそんな機材の検討をする部署をつくりなさいと、つくったらいいよという御意見でしょう。私はANAに任せるというのは、ANAが技術的、そしてまた、いろんな面で一番知ってるんだと。私たちが機材のどうのこうの言う前に、壱岐空港にORCは壱岐空港に機体を通わせたいと思っているわけだから、その方策の一番の、いわゆる知識を持ってるのはANAですよ。ですから、その壱岐の市役所に、そういった部署を今の時点で構えて、それは全く、どういう機材がいいかとか、例えば旧400でもパイロットの養成に2億円かかっておるわけです。

そういった状況を見たときに、市の職員で、例えば空港何とか室とか立ち上げて何ができるかと。できないんです。ですから、私はそういった知識を持った方々の意見とORCが相談をしていただきたい。私たちは絶対空路を絶やしてくれるな、その要求をするのが私の役目だと思っているところです。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 私には市長のお話をお伺いしまして、認識の違いがあるなと思ったんですけども、私はその検討する部署をつくってくれとは言ってるんですが、機材のことを、導入する機材についての検討をする部署ということじゃなくて、交渉ですね、県とか、国とか、航空会社と交渉する技術を持ってる職員が必要だというふうに思っておりますので、その情報とを思っております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 交渉力は壱岐市で私が一番、交渉力があります。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） そうしますと、壱岐空港の存続、空路ですね、壱岐と長崎の最低限の航路存続ということを切に希望いたしまして、私の一般質問としたいと思えます。

あと、余談ですけども、ここは余談です。余談ですが、壱岐島内には過疎地と言いますか、辺地のところにはバスも通っていないと。高齢者の方もいらっしゃいまして、免許証の返上等したくてもできない、交通過疎になってる方もいらっしゃって、高齢者の方で困ってる方もいらっしゃいます。

また、島外の話ですけども、いつとき話にありました三胴船ですね、JR九州が三胴船のことを（発言する者あり）協議しようという話もございます。ですので、とりまく環境ございますので、これからもその壱岐の中の交通環境等、また議論させていただきたいと思っております。

以上。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（小金丸益明君） ここで、暫時休憩といたします。再開を13時といたします。

午前11時50分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 音嶋 正吾君） それでは、9番、音嶋正吾が一般質問を申し上げます。皆さん、お昼は腹八分目にお召し上がりになりましたか。満腹に食べれば病気のもと、眠くなりますので、私は半分ほど食べました。

本年も一般質問は、一昨日、昨日、きょうと壱岐市議会始まって以来、3日間という画期的な盛り上がりでございました。

本年は50年に一度の未曾有の災害等々、そして4月には国境離島新法が新しく制定をされた。壱岐市にとっては一喜一憂する、それぞれに思いをめぐらされた一年ではなかったかと考えております。

そうした中、我々、有人国境離島である本市におきましても人口減少化が非常に顕著であります。それに伴いまして荒廃地が激増するという減少があらわれております。

国会のほうでも取り上げられましたが、対馬市においては韓国資本による土地の買収、そしてその裏にはどうも韓国資本が、買った後に名義を変えないでキャリーバッグの大きなものを下げた、いわゆる中国が裏から手を伸ばしているといううわさも耳にするところであります。

その原因は何かと申しますと、やはり人口減少がもたらした過疎化の原因であろうと考えております。壱岐市も昭和30年の5万1,765名をピークに、現在は2万7,385名となっております。昭和30年は1世帯当たり5.21人でありました。現在は1世帯当たり2.35人と核家族化がいたしております。

ちなみに、私は、このピーク時に生まれた昭和30年生まれでございます。ここに5万1,765名と載っておりますが、私もその1名にカウントされておるもんだなあという意味深長に考えております。

また、お隣の対馬市においては、昭和35年6万9,559人であったのが、現在は3万1,432人、約半数以下ですよね。当時、平成35年には4.8人、それから今2.07人です、1世帯当たり。やはり壱岐・対馬というのは大陸文化の伝承の地であったわけでございます。

そして、皆さん、御存じのとおり、蒙古襲来の折、1274年、1281年と文永の役、弘安の役において対馬・壱岐は未曾有の人名被害を受けております。

こうした、やはり日本のかけ橋である今の離島、特に壱岐・対馬、そして地理的条件から見ましても北朝鮮、そして中国、そしてお隣、隣国であります。韓国も非常に反日感情が高い。そうした環境下の要衝に置かれておるのが、この壱岐・対馬であります。そうした折に、やはり韓国とすれば釜山から鱒浦まで49.5キロ、シーフレーザーで1時間半で来られるという、韓国にとっては一番近い外国であります。

そうした中、土地の不動産の買収が加速化しております。私は、この現状を対岸の火事として流暢に考えるべきではないと考えております。壱岐市におきましても、まちの中心部は空洞化すると。

そして、現在、壱岐市におきましては、耕地面積が約3,960ヘクタールございます。このうち耕作地が3,400ヘクタール、そして2号遊休地といまして、隣の耕作している土地から、少し荒れていると。そして、1号遊休地というのは1年以上もう耕作されていない土地と。こうした土地が全体で500ヘクタールほどございます。

対馬市はまだ山林等が多いので、団塊の世代、そして人口減少が加速すれば、もう土地は手放したいという方があらわれるのではないかと。対馬市の場合はあらわれております。そうしたことがあった場合には、今の現行法による土地の売買の規制を効果的に牽制する手段はございません。

私は、国境離島であるがゆえに、その首長さんたちが、そして我々が国に対して——いわゆる国の三大要素といえますのは、領土を守ること、国民を守ること、そして主権を守ること、これが三大要素であります。そうした大地の領土が守れないというような状況がつぶさに見受けられる、こうしたことを我々は放任すべきではないというふうに思っております。

ヨーロッパ諸国におきましても、土地の自由売買はかなり厳しく制限をいたしております。アジア諸国におきましても当然、中国、ベトナム、タイ、インドネシア、またオセアニア地域におきましてはオーストラリア、ニュージーランドを含め、外資系の土地の購入は不可能にしております。土地の売買は禁止をしております。

そうした折に日本の場合は、同盟国であるアメリカ大使館は賃貸をしておって、あの中国共産党の共産諸国——中国の領事館が6カ所あります。新潟、そして名古屋、大阪、福岡、長崎、もう1カ所はちょっと忘れまして。これは大使館も含め、7カ所ございます。そうしたものを日本は中国に売っているんですよ。中国は買っているんですよ。そして、中国はびた一文、日本が中国に進出している企業には売らないんですよ。

国境離島というのは、要衝であり、要塞であるわけです。そうしたところが公然と土地の売買

が行われておると。これこそ有人国境離島新法で規制をすべきではないのかと、私は非常にこの問題に関しては関心を寄せております。

現在、壱岐市はそんなことはないだろうと思いますが、行政として何らかの把握をしておられるのか。私もお隣の対馬市に電話をいたしてみました。総務課と、そして市長ともお話をしました。なかなか行政として、つかめないというのが実態だそうであります。

しかし、資本経営者は、ほとんど現地の韓国人であると。このごろ改造、リフォームをするにも、現地から連れてくるそうであります。もう日本の、いわゆる建築基準法を掌握をしております、左官屋さんから全ての人間を向こうから連れてくるそうであります。本国、韓国からです。

こういう実態を国は本当に知っておるのかと思うわけです。言葉では「国境を守る」と言います。私は、今の国の政策は余りにも無策であると言わざるを得ない。この国境の島に力強く我々、壱岐島民、そして対馬の皆さん、そして五島の皆さんも一生懸命に生き抜いておるわけでありませう。もっと国は関心を寄せていただきたいと。

次に、難民対策についてお尋ねをいたします。

きょう、日本漢字能力検定協会が「今年の漢字」ということで発表をいたしました。その字が皆さん、御存じですよ。 「北」です。清水寺の館長さんが揮毫をされておりました、「北」と。いわゆる北朝鮮です。今、非常に大陸間弾道弾の発射、核開発、本当に平和裏に解決をしていただきたいわけですが、緊張関係が走っております。

そうしたときに、有事になったときに一気に韓国に、そして北朝鮮、双方の難民が壱岐市にも押し寄せてくる可能性が想定をされます。公海上で領海に入った場合は、海上保安庁が恐らく拿捕するでありませう。陸上に上がった場合は警察が対応するのでありませう。

しかしながら、10万人、20万人の難民が押し寄せてきたときにはどうすればいいんでしょうか。特に、対馬海峡の壱岐の場合は東水道になりますよね。ここは特定海域になっております。対馬から基線から3海里、壱岐から3海里、そうしたら間は公海になっております。その間は、いわゆる流れでどうなるかわかりませんが、逮捕はできない、公海上では逮捕はできない、領海に入ってこなければできない。

旧石田町のときに住民説明会がありまして、こんな質問が出ました。塩津浜は御存じですよ、市長。あそこに1人の方が、難民が押し入ったときに僕たちはどう対応したらいいのかという、本当素朴な質問でした。石を投げて追い返すのかと。炊き出しをして人道的な立場から、おむすびをやったらいいのか、どうすればいいのかというような、つぶさな質問でしたが。

やはり警察とかそうした機関ですね、捜査機関とかそうした国の機関で手に負えない場合はどうするのか。そういうやはり有事のことも危機管理として、我々は住民に周知する必要があるのではないかというふうを考えるわけであります。

そうした場合に、やはり有人国境離島壱岐市北には海上保安庁の壱岐警備所がございます。しかし、壱岐市は御存じのように南側には、印通寺、初瀬の南側には玄海原子力発電所がございます。そうした折に、私は有事のとき、そして人命を守る、皆さんの人命を守る、主権を守るためには、それ相当の国として覚悟を持って臨んでいただきたい。

私は今回、印通寺の沖に妻ヶ島という、前までは有人離島でありましたが、今は無人島となっております。約妻ヶ島は0.32平方キロメートルでございます。周囲が2.4キロ。私はね、正直大胆な提案を申し上げます。自衛隊の一個師団ぐらい誘致をして、ここは92名ぐらい、90何名かの地権者の方がいらっしゃいます。私、前調べたことがあるんですね、ここに桜を植えたいという方がいらっしゃいました関係で。

そうしたときに、やっぱり市民の命を守るためには、ある程度のリスクは覚悟せねばならないのではないかと考えております。今までの件に関する執行部側の見解を求めたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9番、音嶋正吾議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の有人国境離島である、壱岐市の直面する課題についてということで、3項目でございます。

国会の答弁のようなことも言わなければならないようでございますけども、まず1点目の外国資本への土地流出問題についての現状認識と措置対策についての見解ということでございます。この御質問につきましては、5年前、平成24年9月会議におきましても、この件に関して御質問いただきました。

外国資本への土地流出につきましては、議員お話のありましたように、対馬市で韓国資本が海上自衛隊レーダー基地の隣接地を買収していたことが判明との記事がございました。国におきましては、外資などによる防衛施設周辺の土地取得が進めば、基地の監視や不法侵入につながりかねないと懸念され、登記簿などの資料請求手続を迅速化するための法制度が必要との意見が出ております。

また、安全保障と土地法制に関する特命委員会では——これは自民党内でございますけれども、取引自体を規制する法案も検討されておりますけれども、先ほどの議員のお話では、諸外国では取引を規制しているという国もあるようでございますけれども、外国人の土地取引を制限しないとする世界貿易機関、WTO、この国際ルールに抵触するおそれがございます。所有権侵害につながる懸念もあり、慎重に進める必要があるとされているところであります。

現在のところ日本においては、外国人土地法第4条により、「国防上必要な地区においては、政令によって外国人・外国法人の土地に関する権利の取得を禁止、または条例もしくは制限をつ

けることができる」とされておりますけれども、これまで規制する政令が制定されたことはない状況下でございます。

まさに今、国が自衛隊施設周辺や国境離島などでの外国人の土地取引の規制について国は検討する考えを示しております、やはり国が対策を講じていただかないと考えておりますので、国の動向に注視してまいりたいと思っております。

この壱岐における外国人土地取引の実態については、把握をしていないというのが現状でございます。

2点目の難民対策をどうするのかということでございます。緊迫する北朝鮮有事の折に、大量の難民が壱岐島へ来るかもしれないというようなことでございます。

私は、これにつきましては、万一北朝鮮に有事が発生した場合、私はまず第一に、壱岐市の市民の身体、生命、財産をいかにして守るか、この1点に集中しなければならないと思っております。議員はどのような有事を想定されるかわかりませんが、難民対策だけを考えて済むような有事はないと思っております。

仮に他国と北朝鮮との間で武力衝突が起こった場合、最悪の事態を想定した市民の避難誘導、救助、負傷者の搬送、保健衛生の確保などが最優先であります、その安全対策の一つが難民への対応と思っております。

壱岐が武力攻撃を受けない保障はございません。そうなれば、当然国民保護法の発動となります。いずれにしても、行政は国、都道府県、市町村のそれぞれが役割を担うことで機能しております。先ほど言われました海上保安庁あるいは自衛隊等々警察等々でございます。

難民の対応につきましては、御質問のような想定段階から当然国の役割であると認識をいたしております。その対策につきましては、当然国がなすべきことでありますけれども、さらに言いますと、警察や海上保安庁による対処が困難な場合の自衛隊の出動についても、自衛隊法で規定されております。

壱岐市といたしましては、冒頭申し上げた市民の身体、生命、財産を守るために、応急活動に必要な体制、職員の配置等を定めるとともに、自衛隊、海上保安署、警察署等々、国、県の関係機関との連携体制を構築することが不可欠であります。

現在、北朝鮮の木造船の漂着や松前小島への上陸などが報道されておりますけれども、市民の皆様には過剰な不安をお持ちにならないことをお勧めいたしますとともに、不審船や不審者を見かけたら、海上保安署や警察署へすぐに通報することを常日ごろから心がけていただきたいと思います。次善の策であります。

3点目の玄海原発の至近距離にある妻ヶ島へ、自衛隊の誘致を具体的に検討してはいかかという提案でございます。

本年4月施行の有人国境離島法では、議員の言われるように有人国境離島を、領海・排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としておりまして、国土保全の要旨であることを明記しております。

また、第11条では、国は、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるものとするとし、第5条では、国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとするとしております。本市では、この法律の趣旨に従ったさまざまな要望と取り組みを既に行ってきております。今後も有人国境離島法を最大限活用すべく、知恵を絞って取り組んでいくことといたしております。

さて、議員御提案の自衛隊の誘致でございますけれども、原子力発電所の安全対策は国の責任で、国の規制下を実施されており、玄海原発自体の安全対策と自衛隊の配置は全く別物でありまして、これを関連づけた自衛隊の誘致等は考えておりません。

ただし、一般的に自衛隊の整備、増強、誘致につきましては、以前の議会答弁でも申しておりますけれども、地域経済の活性化や本市において大きな課題でもある人口減少対策にもつながります。その経済効果は非常に大きなものと考えております。

また自然災害や原子力災害を含めた地域防災の中で、自衛隊の存在は市民の安全・安心のよりどころの一つになると思っております。

また、平成28年6月市議会で、陸上自衛隊誘致に関する意見書が出されましたし、さらに長崎県の平成30年政府施策に関する提案・要望書の中でも、離島における自衛隊の体制強化や増員について記述されております。このように機運も熟してきておりますので、さまざまな機会を捉えて自衛隊の誘致について積極的に働きかけていきたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 土地に関しては、外国資本の土地の売買に関しては、なかなか掌握できないというのが現実であろうと思います。しかし、ここは今日本の土地取引の制度というのは、非常にぎる法であります。これをやはり有人国境離島の首長として国に働きかけるべきであります。

なぜかと申しますと、農地以外の売買規制はないんですね。利用規制も甘く、国境離島、防衛施設周辺などの安全保障上のエリアに係る土地取引の制限もないわけですよ、今現在、不十分なんです。

そして、それぞれの例えば所管庁が、極端に言いますと不動産登記法は法務省、土地売買の届け出は国土交通省、固定資産税の課税台帳は総務省である、外為法の取引に関することは財務省である。例えば森林の取引の場合は林野庁であると、農業基本台帳においては農林省である。一

元化して国の土地を管理するシステムがなっていないんですよ。

先ほども申しましたけども、私は中国、ベトナムとか、そうしたびた一文売らないんですよ。この離島のいわゆる有人国境離島こそ、市長、提案です。国に言ってください、重要国土として位置づけて法整備をしてくださいと。そして、我々も国土を守るために条例を制定すると、させてくださいと。そして、要衝である我が島を守り抜くんだという強いコミットメントを発信していただけないでしょうか。ね、もう少し言います。

私11月今年の15日、北朝鮮の拉致事件から40年になります。そして11月14日には、横田滋さんが85歳の誕生日を迎えにられました。そして、けさ新聞を読んでもみたら、ジェンキンスさん、いわゆる曾我ひとみさんの御主人、そして、今ぱっと思い浮かびませんが、拉致された子供さんのお母さんが子供を見ることなく、亡くなっております。

私は、国として、人権・人・人命を守れないのは国家ではない、私は断じて言いたい。国は、もう少し毅然とした態度で、拉致被害者に対してもですね。何年になりますか。悔しい、救出をしてやれないのかという思いであります。

我々も、こういう国境の島にいるから、そういうことがいつ起こるかわからないんですよ。ね、市長、有事になれば、そんなことは想定されますよね。

国は、領土を守る、国民を守る、人権を守る、こうしてこそ、国の存続が私はできるというふうに思っております。

北朝鮮は困ったものですね。11月、12月だけで52件ですよ、木造船。ことしに入って79件、遺体が19件。片方は拉致をして人間も返さない。日本政府は丁重に、人道的立場から本国に、大村の入国管理局を通じて北朝鮮に返しておる。こうした要衝の地に住んでおるのに、もう少し国は金を出すべきですよ。

先ほど、植村議員が質問しておられましたが、オリエンタルエアラインの飛行機が2機とも故障しておりますよね、今ね。本当に会社も大変だろうと思いますよ。国が離島の足ぐらい見てくださいよ。いつもかつも故障するとにですね、僕たちは安心して乗られますか。市長、長崎に出張するとき、毎回乗るでしょう。もう少しやっぱり整備して、きちっとして飛ばしておるのはわかりますよ。もう少し、私は離島に対する財政支援をしていただきたい、そう考えております。

簡潔に。2点目に次移りますので。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 国政に関することは、私がお答えすることではありませんし、国政については、それこそ私たちが選んだ国会議員の方がお話しになります。この問題につきましては、私1人ではなくて、隣の島々もございます。話をしながら、壱岐ではこういう話があるということ、長崎県選出議員にもお話ししたいと思っておりますけれども、どうぞ音嶋議員も、あ

あなたが強く推される国会議員さんに、そのことを直接やっぱりお伝えになることが必要だと思っておりますので、私を経由して国会議員にお伝えするよりも、あなたがあなたの支持する国会議員さんにそのことを国政で言ってくれと強く言われたほうが、むしろ私はいいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2点目のORCですけど、それは確かに、これだけ故障すれば不安です。不安ですけど、乗らざるを得ませんので乗りますけれども、そのことについては、航路対策協議会等々でも意見を付していきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。

私も、今度は、本県選出の谷川代議士のほうにメールと口頭で直談判をした項目に移りたいと思います。これは、ジェットフォイルの更新に関することでございます。

今現在、日本国内には、ジェットフォイルが20隻就航をいたしております。ボーイング社製を含めまして20隻ですね。建造されているのは、まだ建造されているんですよ。川崎重工が15隻、そして、ボーイング社は28隻しているんですが、要するに、エンジンを就航できない状態になったものからとってみたり、いろんな部品をとって就航して、今現在、日本国内には20隻のジェットフォイルが就航をいたしております。

そして、本市に今就航しております、壱岐・対馬航路に就航しておりますヴィーナス1が1991年3月建造で、築27年を迎えております。そして、ヴィーナス2が1985年4月建造で、築32年を迎えております。ヴィーナス2は、かなりエンジントラブルを起こして欠航をするという——もう32年たつわけですからね。後はどうするんでしょう。私たちは、ヴィーナスが通わなかったら、壱岐の高速交通体系は麻痺するんですよ。私はもう少しこれは国に力を入れていただきたい。

今、建造するとなった場合は、約51億円かかると言われております。船体で5隻以上注文がなければ、新たに新造計画には移れない。エンジンにおいては、いわゆる1隻に対して2つのエンジンがありますので、10ロット発注が必要であるというふうに言われております。

そうした中、25年ぶりに、東海汽船が川崎重工のほうに発注をかけております。2020年の東京オリンピックに向け、新造船を建造したいというような意向で進んでおりますが、このジェットエンジンに関しましても、聞くところによりますと、JRのエンジンを据えると、JR九州の、私はそう聞いておるんですね。いわゆる10ロットのエンジンの発注がかかると、事業を再開できないというような状況であります。

そうした折に、果たしてジェットフォイルがいつまでもつのかなと。これは早急に国のほうに働きかけ、九州郵船が公営事業者でありますので、公営事業に資しますので、一企業に対して

てこ入れをするのは行政がどうかと思いますが、これは、私は何ら問題はないんじゃないかというふうに考えております。これに関する見解を求めたいと思います。

そして、前回も市長のほうにお願いをいたしました、いわゆる誘客をする場合に、本土から壱岐市に入ってくる、有人国境離島に入ってくる場合の乗船の割引を島民と準島民と同じにすることはできないのかと。ぜひとも、これをしないことには、島の経済の活性化がどうしても足かせになると考えております。執行部の見解を賜りたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の2番目の質問でございます。

まず、老朽化した高速艇ジェットフォイルの更新・建造が喫緊の課題であると、航路運航業者と協議して積極的に推進するべきだと、見解をただすということでございます。

これまでも議会におきまして、離島経済発展と交流人口拡大を図るために、最上重要課題であるということで、国・県に、新造船の建造に対する財政的な支援を求めてまいりました。

取り巻く状況といたしましては、九州郵船を含めまして、全国の事業者が保有する高速船は、建造から20年以上が経過している状況にあります。長期間建造されていないために、国内での製造技術の継承が困難な状況に陥ることが危惧されております。

また、ジェットフォイルの耐用年数も25年から35年と言われていることもありまして、旅客船協会等の関係者から、早急な対応をとるため、要望書の提出などが国・自治体などにされている状況でございます。

御存じだと思いますけれども、東海汽船が運航する3隻の高速船のうちの1隻を更新するため、2020年6月の就航に向け、建造されることとなっております。今後の高速船建造の弾みとなることを期待するところでございますが、本東海汽船の建造に当たっては、東京都から大きな財政支援があったとお聞きをいたしております。

壱岐市といたしましても、ジェットフォイルの建造費用が1隻当たり約50億円以上かかると言われておりまして、事業者にとっては相当な負担になるということで、これまで各方面へ働きかけを行っております。

昨年10月に、長崎県離島振興協議会で、離島補助航路対策の充実について、ジェットフォイル更新に向けた建造促進の補助制度の創設等について、県に対し要望を行い、同じく11月24日には、本市で開催された長崎県離島三市二町市長・町長、議長会議において、離島航路における海上高速交通体系の維持についてとして、ジェットフォイルの建造に対する国の財政的支援を求めることを協議し、連携して要望等を行っていくことを確認し、本年に入りましてからも、8月28日の長崎県市長会では、対馬市・五島市とともに提言し、10月12日の九州市長会に

おきましても提言させていただきました。

議会におきましても、本年5月24日に長崎県議長会で、長崎県選出国會議員に対して要望書を提出していただくなど、機会を捉えた要望を行っていただき、議会ともども共通した認識の中で対応を行っているところであります。

長崎県におきましても、壱岐市を含む関係する市や町からの要望にお応えいただき、昨年度に引き続き、本年度も国に対して提出されております政府施策に関する提案要望書に重点事項として、ジェットフォイルの更新に向けて建造が促進されるよう補助制度を新設するといった具体的な提案要望を盛り込んでいただいております。

ただいま申し上げましたとおり、ジェットフォイルの更新には多大な費用を要するものであり、国の支援なくして実現することは極めて困難であります。ジェットフォイルは、島民生活の足としての役割だけではなく、島民の命を守る救急搬送、さらに、観光振興を図る上でも、極めて重要な海上高速交通手段でもあります。今後も、あらゆる手段を利用して、議会とともに積極的に取り組んでまいります。

それから、いわゆる準島民、あるいは観光客の皆様方に、島民並みの航路・航空路運賃で提供すると、これは、私は今、島民と準島民だけが特に航路運賃が安くなっておりますけれども、そのことが全体で今なっていない、観光客等はなっていない、このことを一番望んでいる人、一番悔しく思っている人、それは谷川代議士にほかならないと思っております。

航路・航空路運賃のJR並み、これが実現するまでに、いわゆる国境離島法が成立するまでに5年間の期間を要しております。私は、離島航路・航空路のJR並み運賃の実現ということの言い出しっぺとして、これだけ早く私はできるとは思っておりませんでした。それだけに、私は、この全体、いわゆる全員の航路運賃を低廉化する、このことに一番命をかけていただいているのは谷川代議士だと思っております。

そういった中で、私は、今、国境離島法が成立いたしまして、さらに航路運賃を下げるためにはどうしたらいいか、それは、国境離島新法が、皆さん御存じのように、航路・航空路運賃の低廉化、輸送コストの低廉化、これは何の努力もしなくて下がっております。

しかし、この国境離島法が期待をしております、もう1泊する旅行客の誘致、そして島に仕事をつくる、雇用の拡大、これは相当な努力が要ります。今、市としても全力を挙げてこの2つに取り組んでおります。この2つの雇用の拡大と観光の振興、このことをやはり実績を上げる。そのことが私は谷川代議士、谷川代議士がいなきゃあの国境離島法はできておりませんし、今後とも谷川代議士がいなければ、私は観光客の旅客運賃の低廉化もならないと思っております。

そういったことで、私たちはこの国境離島が求めております観光客の観光振興、そして雇用拡大、これを成し遂げる。そのことが次の谷川代議士のよしと、次は観光客も含めた運賃の低廉化

だと。その活動のエネルギーになると思っております。ですから、私はぜひ議会にもお願いしたいのは、国境離島新法の雇用拡大、観光振興に議会とともに一丸となって取り組んでいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） ジェットフォイルの更新に関しては、粘り強く各方面から陳情されておるとは聞きました。東京都は財政支援があったから東海汽船はできると言われました。それは当然、企業の本社は全て東京にあるわけです。不交付団体なんですね。もう東京都の財政は物すごいものがあるんです。

しかし、我々離島民一番、弱者は、この船、ジェットフォイルがなければ、船がなければ、私たちは離島に行けないんです。長崎県は県民所得も低いんです。そうした場合は、やはり国がここに国益として排他的経済水域、領土を守る。領海を守る、そうした、国に対してそれだけの私は恩恵を与えておるといことですね。粘り強く陳情をしていただきたい。これは島民の等しからざる願いでありますので、ぜひとも谷川代議員がやっていただきました。そして市長も離島振興協議会長として一生懸命に頑張っていた。そのことは評価します。

しかし、次から次へとまた問題が出るんですよ。それを継続的にクリアしていただきたいなと思うんです。私は離島民として一寸のうちにも五分の魂、苦しくても利を忘れるなという気持ちで、今後、一致協力して、やはりこの島の存続のため、恒久的な発展のために努力をせねばならないと思います。

10月の、11月でしたかね、NHKのドキュメンタリーで、全日本のラグビーチームのエディンさんの番組があっておりました。その方が、日本のラグビーチームのテーマに上げたのがジャパンウエーであります。日本らしく。日本らしく。私は今からは壱岐も壱岐ウエーで壱岐らしく、やはり振興するのがやはり壱岐の恒久的な発展につながると思います。どうか来年はまた壱岐島民にとっていい年であることを願ひまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 本日の日程は終了しました。あす12月14日は各常任委員会を、12月15日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたしますので、よろしく願ひします。

次の本会議は12月19日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時51分散会
